

<共通質問> 自治体、運営主体に共通にお聞きします。

1. 子育て支援サービスの利用について、貴自治体（運営主体）としてはどのようにお考えですか。以下の回答例を参考にお答え下さい。以下に該当しない回答でも結構です。

また、このことについて、社会一般はどのように考えていると思いますか。利用者はどのように考えていると思いますか。

<回答例>

- (1)従来はそのようなサービスがなくても、子育てができていたので、これ以上子育て支援サービスを提供することに賛同できない
- (2)子育て支援の必要性は認めているが、それが必要な人で、利用したい人だけが利用すればよく、最小限の利用に留めるのがよい。
(インフォーマルなサポートや資源を持つ人は利用する必要がないという考え方)
- (3)すべての子育て家庭が自分たちの権利を行使して、大いに利用するのがよい

2. 一時預かりなど、一時的に保護者から離して子どもを保育することについて、貴自治体（運営主体）としてはどのようにお考えですか。以下の回答例を参考にお答え下さい。

また、このことについて、社会一般はどのように考えていると思いますか。利用者はどのように考えていると思いますか。

<回答例>

- (1)保護者の就労や病気や冠婚葬祭などの社会的な事由以外の保護者のリフレッシュのためなどの理由で、母親自身が子どもの世話をしない一時預かりを促進することに賛同できない
- (2)一時預かりの必要性は認めているが、それが必要な人で、利用したい人だけが利用すればよいと考えており、最小限の利用に留めるのがよい。
(インフォーマルなサポートや資源を持つ人は利用する必要がないという考え方)
- (3)すべての子育て家庭が自分たちの権利を行使して、大いに利用するのがよい

3. 一時預かりなどのように保護者以外の人と過ごすことは、保育を受ける子どもにとってはどのようなのだと貴自治体（運営主体）としてはお考えですか。以下の回答例を参考にお答え下さい。

また、このことについて、社会一般はどのように考えていると思いますか。利用者はどのように考えていると思いますか。

<回答例>

- (1) 保護者のリフレッシュや個人の自己実現のためなどの理由で、母親自身が子どもの世話をしないことは育児放棄を促進する
- (2) 保護者が子どもと一時的に離れて過ごす時間を持ち、精神・肉体的にリフレッシュすることは、その後の養育にプラスに働く
- (3) 子どもが保護者によってのみ育てられるのではなく、多くの人との関わりを持つことは子どもの成長にとって必要である。
- (4) 第三者が子育てに関与する機会が得られて、子育ての問題が発見されたり、アドバイスが得られたりして、結果的に子どもの成長にプラスにつながる。

これ以降は、回答者の立場での意見をお答え下さい。

4. ところで、石川県の「いしかわ子ども総合条例」では第一章総則第二節 基本理念等のなかに以下の条項があります。

(保護者の責務)

第七条 保護者は、自らが子育てについて第一義的な責任を有するという認識の下、生活の基盤である家庭において、深い愛情を持って子どもを健やかに育てなければならない

2 保護者は、子育てに関して悩み、不安等があるときは、一人で抱えることなく身近にいる者に打ち明け、相談するよう努めるとともに、子どもは様々な多くの人との関わりの中ではぐくまれるという認識の下、地域において子育てを支援する民間活動に参加し、並びに子どもに関する専門的知識及び経験を有する機関等にできる限り早期に援助を求めるよう努めるものとする。

また、「妊娠期より保育所や幼稚園などの子育て支援拠点に登録をし、保護者と共に専門の子育て支援コーディネーターがそれぞれの家庭にあったケアプランを立て、それに基づいて、地域の様々な子育て支援サービスを計画的に利用する」というサービスも規定され、プランでは、一時保育を『子どもの健全な成長のための制度』として位置づけ、たとえば1週に半日は使用できるような仕組みとすることが想定されています。

- (1) このように、子どもを健やかに育てるために、保護者が一時預かりや一時保育を含む子育て支援サービスを適切に利用することを保護者の責務の一つとして規定することについてのお考えをお聞かせください。

- (2) また、後者の仕組みについてのお考えをお聞かせください。

5. 市町村における子育て支援・保育サービス供給のあり方はどのような方法が望ましいとお考えでしょうか。例示をご参考にお答え下さい。

<例>

- (1) 子育て支援・保育サービスの量を増やせるように、事業自体の運営費に補助をする
- (2) 低額の料金で利用できるように、利用料金に補助をする
(一時保育など、利用したい人だけが利用する)
- (3) 市町村が必要と認める人だけに利用料金を補助する (育児支援家庭訪問事業、産後支援など)
- (4) 特定の用途に使える無料の利用券を一律に発行する (0歳児の間利用できる一時保育券など)
- (5) 利用者に一律に子育て応援券などの利用券を発行し、利用者が利用したいサービスを選択して利用できるようにする
- (6) 在宅で子育てしている家庭へ育児手当を出す

補助の仕組み

